

平成 27 年度文京区障害者基幹相談支援センター運営方針（案）

文京区福祉部障害福祉課

1 障害者基幹相談支援センター設置の目的

障害者基幹相談支援センターは、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害・難病等）にかかわらず、総合的・専門的な相談対応を行い、自立を支援します。

また、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等により、区内全体の相談支援機能の強化を図る拠点となります。

2 平成 27 年度の取組

(1) 総合相談支援体制の構築

ア ワンストップ窓口の役割を担う

全ての障害に関する相談に対応し、関連情報の収集と提供に努めます。

イ 重複障害等の困難事例への対応

障害が重複していたり、同居家族がなんらかの障害があったり高齢による要介護状態である場合もあります。そうした困難事例について、アウトリーチを含む継続的な支援を行っていきます。

ウ ピアカウンセリングの再構築

文京福祉センターにおける障害者地域自立生活支援センターで実施してきたピアカウンセリングの経験を踏まえ、さらに有効なピアカウンセリングのあり方を検討し、再構築を図ります。

(2) 地域移行・地域定着の促進

ア 入所施設や精神科病院への働きかけ

入所者や入院中の障害者について、地域移行に向けた取組が適切であると判断される対象者を把握し、地域移行及び地域定着に関するマネジメント等を行っていきます。

イ 地域の体制整備

地域定着に向け、必要となる地域の支援体制の構築の検討を行います。

(3) 地域の相談支援体制の強化

ア 地域の相談支援事業者や身体・知的障害者相談員等との連携・支援体制

の強化

地域の相談支援事業者を始め、地域における相談支援に係る機関や個人との連携を進め、地域全体の相談支援機能の向上を図ります。

イ 相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や人材育成の支援（研修会等）

相談支援事業者等を対象とする、専門研修を企画し、資質の向上を図ります。

ウ 地域自立生活支援センター事業の取り組みを踏まえた講座及び講演会の開催

これまで、文京福祉センターの地域自立生活支援センター事業を踏まえ、障害者の社会参加、居場所の確保等の観点から事業を再構築します。実施に際しては、出来るだけ企画段階から当事者が参加できる工夫を行います。

(4) 権利擁護・虐待防止

ア 成年後見制度利用支援

成年後見制度利用に関する相談支援や情報提供を行います。

また、成年後見制度の利用が必要と判断される場合に、関係機関に繋ぐなどの支援を行います。

イ 虐待防止の取組

障害者虐待防止センターと連携して、虐待防止のための啓発活動や、研修等に取り組みます。

虐待の通報を受けた場合には、虐待防止センターと連携して、早期対応及び解決に向けた対応を行います。

(5) その他

ア 自立支援協議会の開催

次の自立支援協議会専門部会の事務局を務めます。

- ・相談支援専門部会
- ・当事者部会

イ 自立支援協議会への報告

障害者基幹相談支援センターの活動計画を自立支援協議会に諮るとともに、実績報告を行います。（1月に中間報告）